

■令和元年度第4回（第297回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和元年6月26日（水）午後2時～午後2時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、松本副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、財政局長、総合政策監、保健福祉局長

【議 題】 口腔保健センターの設置について

< 提 案 説 明 >

口腔保健センターの設置について、保健福祉局長から次のような説明があった。

- ・ 歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者の歯科医療を実現するため、（仮称）さいたま市口腔保健センターを設置してよしいか御審議いただくものである。
- ・ 口腔保健センターとは、歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者の歯科医療を実現するために設置するものであり、歯科口腔保健の推進に関する法律第9条や本市の条例第8条（7）の規定において、障害者等の歯科医療を受けることが困難なものが受けることができるようにするため、施策を講ずることとされている。
- ・ 障害者（児）等の歯科診療の現状は、診察に熟練した人員を要すること、通常診療よりも時間を要すること、待合室での配慮や特殊設備が必要であることなどから、一般歯科診療所では受診が困難な場合がある。
- ・ 現在、県内には障害者（児）等専門歯科医療機関が6か所あるが、さいたま市内には埼玉県歯科医師会口腔保健センター（以下、県口腔保健センターという。）しかない状況である。
- ・ 県口腔保健センターでは、年間7,000人以上の患者が受診しており、平成29年度は、受診者7,662人のうち4,817人（62.9%）がさいたま市民となっている。同センターでは、初診で約3か月、再診で約2か月半、全身麻酔等では約半年の待機期間が生じている。
- ・ 本市における治療ニーズについて試算を行ったところ、既に歯科医療機関を利用している者を除き、年間約5,000人の潜在的なニーズがあると見込んでいる。
- ・ 本市の障害者、要介護高齢者への歯科保健に対する取組としては、「さいたま市障害者歯科相談医ガイドブック」を各区役所等で配布しているほか、市内障害者（児）指定事業所職員を対象に口腔ケア推進等を目的とした研修会を実施している。
- ・ 口腔保健センターの設置については、市民やさいたま市歯科医師会、市議会会派から要望をいただいている。

- ・ 他指定都市における障害者歯科治療実施状況については、20市のうち17市が実施しており、本市を含む3市が実施していない状況である。
- ・ 以上のことから、さいたま市口腔保健センターを設置し、適切な時期の歯科治療及び定期的な歯科保健サービスを実現することで、障害者（児）等の歯と口の健康の保持・増進、歯科疾患の予防を推進していくものである。
- ・ さいたま市口腔保健センターの事業スキームとしては、設置主体及び運営主体についてはさいたま市歯科医師会、設置場所は中央区保健センター管理施設を希望する。診療日数・時間等詳細については資料のとおりである。
- ・ 口腔保健センターの設置は公益性の高い事業であり、さいたま市歯科医師会が主体的に取り組むことから、補助金という形で当該事業の持続性を支援していく必要がある。
- ・ 補助金は、一般歯科診療との比較から、障害者等の歯科治療の特殊部分に係る金額を上限とした額としたい。
- ・ 設置に係るイニシャルコスト（初期費用）は約8,300万円、ランニングコスト（運営費用）は約7,500万円を想定しており、このうち障害者等の歯科治療に必要な特殊部分について補助する。
- ・ 設置場所については、様々な観点から検討した結果、中央区保健センター管理施設内の設置を希望する。
- ・ 設置までのスケジュールについては、令和4年度までに施設の大規模改修工事を実施し、令和5年度に運営を開始する予定である。

< 意見等 >

- ・ 待機時間をどの程度解消できるのか。
→全身麻酔については、少なくとも2～3か月程度には縮小できると見込んでいる。
- ・ 市の補助の考え方は。
→全身麻酔に係る経費や人件費等、特殊部分に係る経費に対する補助を考えている。
- ・ 設置主体、運営主体の違いはあるのか。
→公益性の高い事業であるため市が主体的に設置するという考え方が一方、歯科の特殊診療という観点から、歯科医師会が主体的に運営するほうが現場の状況に即した適切な診療ができると考えている。
- ・ さいたま市民以外でも受け入れることになるのか。
→市民以外も受け入れることになる。受け入れ体制については、県口腔保健センターと今後検討していきたい。
- ・ 口腔保健センターの設置にあたっては、施設を有効活用できるよう関係所管課と協議し進めてほしい。

< 結果 >

口腔保健センターの設置については、原案のとおり了承とする。ただし、事業実施に当たり、さいたま市歯科医師会等関係者と十分に協議し、進めていくこと。また、設置にあたっては、施設の有効活用の観点から関係所管課と協議すること。

< 会議資料 >

口腔保健センターの設置について